



けんぽの基礎知識

交通事故など、第三者行為でケガや病気をしたときは？

交通事故など、第三者の行為によってケガや病気をして保険証を使って治療を受けたときには、健保組合への手続きを忘れないようにしてください。

「第三者行為による傷病届」の提出はお早めに

交通事故のほか、一方的に暴力行為を受けた、食中毒など、第三者の行為によるケガや病気で、保険証を使って治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。この内容により、後日、加害者または保険会社に当健保組合が負担した医療費を請求しますので、すみやかにご提出ください。

交通事故の場合、「交通事故証明書」等の提出が必要となります。交通事故証明書は、自動車安全運転センターが発行しています。警察への事故の届出がないと発行されませんので、ご注意ください。



示談は慎重に、当健保組合にご連絡を

加害者との話し合いにより被害者（当健保組合加入者）が示談をしてしまうと、その内容によっては、当健保組合が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなってしまうことがあります。

示談をする場合は、事前に当健保組合にご連絡ください。示談をした後は、すみやかに示談書のコピーを当健保組合に提出してください。



交通事故に巻き込まれたらあわてずに

1. 双方の負傷状況を確認し、負傷者がいれば救急車を呼ぶなどして救護します。
2. 加害者の車のナンバー、運転免許証、車検証などを確認しましょう。
3. どんな小さな事故でも警察に連絡するようにしてください。

業務中や通勤時に交通事故等にあったときは…

業務中や通勤時に交通事故等にあったときは、労災保険（労働者災害補償保険）が適用されます。健康保険を使うことはできませんのでご注意ください。
この場合、職場の担当者と労働基準監督署に連絡をして、手続きを行ってください。

自転車同士、自転車と歩行者のケガでも届出を

自転車同士、自転車と歩行者の事故も第三者行為による傷病に当たります。保険証を使って治療した場合は、第三者行為による傷病届を当健保組合に届け出るようにしてください。警察への連絡も忘れずに。加害者の連絡先などもメモしておきましょう。